

令和6年度被害防除事業一覧

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業（国補）			鳥獣害防止施設整備事業（県単）
	推進事業（ソフト事業）		整備事業（ハード事業）	
	右記を除く経費補助	緊急捕獲活動支援（経費補助）		
事業内容	鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に向け、鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、地域の実情に応じて各種関連事業との連携の下に実施される、次の事業内容の実施に要する経費に対し補助			野生鳥獣による農作物の被害を防止するために必要な次の施設等の整備に要する経費に対し補助 ①被害防除 電気柵、ワイヤーメッシュ柵等 ②鳥獣捕獲対策 捕獲用具等 ③獣肉処理施設内の機器等
	(複数メニュー選択) ①被害防止活動推進 推進体制整備、有害捕獲(捕獲機材等)、被害防除(対策研修会等)、サル複合対策、鳥類複合対策、ICT等新技術の活用、ICT定着サポート対策等 ②実施隊特定活動推進 ③ICT等新技術実証 ④農業者団体等の被害防止活動 ⑤ジビエ等利用拡大に向けた取組(販売拡大支援・搬入促進支援) ⑥鳥獣被害対策実施隊体制強化 ⑦捕獲サポート体制の構築 ⑧処理加工施設の人材育成 ⑨ICT活用による情報管理の効率化 ⑩人材育成活動、豚熱対策等（県事業）等	①有害鳥獣捕獲活動の経費補助 24年度国補正で造成された基金(当時は27年度まで実施予定)が国庫に返納されることになったことに伴う27年度からの振替メニュー	①被害防除施設 ②処理加工施設 ③捕獲技術高度化施設 ④地域提案等	
補助率等	事業主体：市町・県 事業実施主体：市町協議会・県 補助率：1/2以内・定額 (※)鳥獣被害対策実施隊の取組み等は定額(市町(1団体)当たり原則200万円以内。)	事業主体：市町 事業実施主体：市町協議会・市町 補助率：定額 (※)1頭羽当たり単価 ・サル成獣 8,000円 ・イノシシ、シカ成獣 食肉処理利用等 9,000円 焼却施設搬入 8,000円 上記以外 7,000円 ・上記以外の獣類 1,000円 ・鳥類 200円等	事業主体：市町 事業実施主体：市町、市町協議会、農協等 補助率：1/2以内 (※)被害防除施設(侵入防止柵)の自力施工を行う場合は、資材費相当分が定額(上限単価あり) (※)山村、過疎、離島、半島、特定農山村の5法指定地域は55/100以内 (※)鳥獣管理専門員の助言・指導を受けるなど、適正な設置・管理に努めること	事業主体：市町 事業実施主体：市町、市町協議会、農協、認定農業者、認定新規就農者、営農集団等 補助率：1/3以内(県1/3、事業実施主体2/3) (※)市町に1/3継足を要請 (※)鳥獣管理専門員の助言・指導を受けるなど、適正な設置・管理に努めること
採択条件	○被害防止計画を作成	○被害防止計画を作成	○被害防止計画を作成 ○受益戸数が3戸以上	○国庫補助金及び他の県補助金等が交付されていない ○受益戸数が2戸以上(認定農業者等の場合は1戸以上) ○県内外で効果が確認されている防止方法である
予算額	予算額：9,800千円（県事業分除く）	予算額：277,700千円	予算額：85,400千円	予算額：10,000千円